

ロシア連邦政府決定

2023年4月24日付第645号

モスクワ

**ロシア連邦における
外国投資実施監督政府委員会規程の
改正について**

ロシア連邦政府は以下の通り決定する：

2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会について」（ロシア連邦法令集、2008年、No. 28、掲載番号3382；2016年、No. 6、掲載番号842；2018年、No. 16、掲載番号2384；2019年、No. 24、掲載番号3081；2022年、No. 11、掲載番号1689；No. 17、掲載番号2886；No. 30、掲載番号5638；No. 46、掲載番号8001）によって承認された、添付の「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会規程」改正案を承認する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2023年4月24日付

ロシア連邦政府決定第645号により

承認

**ロシア連邦における
外国投資実施監督政府委員会規程
改正案**

ロシア連邦における

外国投資実施監督政府委員会規程：

「2008年7月6日付

ロシア連邦政府決定第510号

(2023年4月24日付

ロシア連邦政府決定第645号版) により

承認

**外国投資実施監督政府委員会
規程**

1. ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会（以下、「委員会」）は、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に則り、国家の防衛と国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体（以下、「戦略的意義を有する事業体」）に対する外国投資の実施を監督するために設置される。

2. 委員会はロシア連邦憲法、連邦憲法的法、連邦法、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の文書、ならびに本規程にしたがって活動する。

3. 委員会の主要課題は以下の通りとする：

a) 連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に基づく、以下の事前承認：

戦略的意義を有する事業体に対する、外国人投資家または外国人投資家が属するグループ（以下、「投資家グループ」）の支配の確立につながる取引、ならびに、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に基づく、委員会の事前承認を必要とする、

外国人投資家または投資家グループによる戦略的意義を有する事業体に関するその他の取引；

外国投資家または投資家グループが、戦略的意義を有する事業体経営機関の、企業活動を行うための条件を含む、決定を左右する権利の取得につながるその他の行為；

戦略的意義を有する事業体の主要な生産手段であり、会計（財務）報告書のデータによる最新の決算日時点でのその価格が当該の事業体の資産の帳簿価格の25%以上であるような資産の取得、保有または使用がなされる取引；

当該の事業体が、または当該の事業体およびそれと同一のグループに属する者たち全体が、連邦法「漁業および水生生物資源の保護について」に定める契約および（もしくは）国家権力機関の決定に基づき、ならびに（または）包括継承の手順による水生生物資源採取（漁獲）権の上記の者への移転（以下、「水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および〔または〕決定の取得」）の結果として、ロシア連邦政府が承認したリストに記載された特定の種類の水生生物資源を漁業水域内の全ての採取（漁獲）区域において、上記の水生生物資源の、割当種類別に配分された総許容漁獲量で採取（漁獲）する権利（諸権利）を、漁業水域内の採取（漁獲）区域において、連邦法「漁業および水生生物資源の保護について」に基づいて定められる当該水生生物資源種の総許容漁獲量の35%以上の量で取得する場合の、外国人投資家または投資家グループの支配下にある戦略的意義を有する事業体による、水生生物資源を採取（漁獲）する権利の取得；

外国人投資家または投資家グループの支配下にあつて、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を有せず、しかるべき国家権力機関にこの権利を付与するよう申請することを計画している事業体に対して、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を付与することにつながる、取引の実施および（または）決定の取得；

b) 連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に基づく、以下の承認；

戦略的意義を有する事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立；

国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有し、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第6条に記載された活動のうちの一つだけでも実施するために必要なライセンスの取得に係わる申請（当該の活動においてライセンス交付〔以下、「ライセンス」〕が必須である場合）、または国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有し、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第6条に記載された活動のうちの一つだけでも実施するために必要な認可証明書の取得に係わる申請（それらの活動を実施するために上記の認可証明書〔以下、「認可証明書」〕の取得を要する場合）、または航空安全保障に係わる活動を行う法人が連邦航空規則の要求に適合していることを確認する文書の取得に係わる申請（それらの活動を実施するために上記の文書〔以下、「適合に関する文書」〕の取得を要する場合）、またはライセンス登録簿の変更に係る申請、または組織変更する形、もしくは統合する形、もしくは別の法人に併合する形で法人を再編する場合には、認可証明書もしくは適合に関する文書の再交付に係わる申請を、行う事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立；

c) 連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づき、委員長の決定による事前承認を必要とする、外国人投資家によるロシアの事業体との取引の事前承認；

d) ロシア連邦法「ロシア連邦法『株式会社について』および個々のロシア連邦法令の改正について」第6条が発効するまでは、その流通の実施が、外国の法令に基づいた、ロシアの発行者の株式に対する権利を証明する外国の発行者の有価証券の発行により行われていた、ロシアの発行者の株式のロシア連邦領外での流通の継続に関する決定の採択、ならびに、ロシアの証券保管機関でそれに対する権利が管理されている外国発行者の有価証券の保有者がロシア発行者株式をしかるべき数量取得することを可能にするための行動を

実施しないことについての許可書、および、ロシアの発行者の株式のロシア連邦領外での流通の継続期間の終了に伴って上記の行動を実施することの許可書の、ロシアの発行者への交付。

4. 委員会は自らに課された課題を実行するために、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」および連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に定める手順で/場合に、以下の機能を遂行する：

a) 以下の事前承認に関する請願書を審査する：

戦略的意義を有する事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立につながる取引、外国人投資家または投資家グループがその結果として、戦略的意義を有する事業体の経営機関の決議（企業活動を行うための条件を含む）を左右する権利を取得することになるその他の行動、その事前承認について連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」で定められている、その他の取引；

水生生物資源を採取（漁獲）する権利を外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体に付与することにつながる取引の実施および（または）決定の取得；

連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づき、委員長の決定による事前承認を必要とする、外国人投資家によるロシアの事業体に関する取引；

b) 戦略的意義を有する事業体に対する、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行う事業体に対する、外国人投資家または投資家グループの支配の確立の承認に関する請願書を審査する；

c) 以下に関する決定を採択する：

取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認；

連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第12条に定める、外国人投資家または投資家グループに属する法人もしくは自然人とのしかるべき義務の履行および協定の条件の変更に関する協定が存在する場合において、取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認；

取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認の拒否、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認の拒否；

本項「a」号または「b」号に記載する請願書について、例外的な場合に審査期間を延長すること；

d) 外国人投資家または投資家グループに属する法人もしくは自然人に課される義務を定める；

e) 外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体が、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」の要求に違反して、ライセンスを取得もしくは当該事業体に係るライセンス登録簿を変更した事実、外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体が同連邦法の要求に違反して、認可証明書または適合に関する文書を取得もしくは再交付させた事実の認定に関して、ロシア連邦における外国投資の実施を監督する機能の遂行に係わる権限を付与されている連邦行政機関（以下、「管轄機関」）が作成した結論書を審査し、国家の防衛および国家安全保障への脅威の有無、住民の生活を支える施設が着実に中断することなく機能する必要性、国家の防衛および国家安全保障にとっての戦略的意義を有する活動の機能停止がもたらす社会・経済的影響および生態系への影響などを考慮した上で、当該の結論書に記載されている活動に係わるライセンス、認可証明書または適合に関する文書の効力の停止が必要である旨の決定を下す；

f) 外国人投資家または投資家グループが、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」の要求に違反して、戦略的意義を有し、水生生物資源の採取（漁獲）を行う事業体に対する支配を確立した事実、または、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第7条第7項の要求に違反して、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体に付与することにつながる取引を実施および（または）決定を取得した事実の認定に関して、管轄機関が作成した結論書を審査し、国家の防衛および国家安全保障への脅威が存在し、水生生物資源を採取（漁獲）する事業が停止した場合の否定的な社会・経済的影響および生態系への影響がない場合において、上記連邦法に違反して戦略的意義を有する事業体に交付された水生生物資源の採取（漁獲）に関する許可書の効力の停止が必要である旨の決定を下す；

g) 連邦法およびロシア連邦政府の個々の文書に基づき、その他の決定を採択する。

5. 外国人投資家が事業体に関して計画している取引について委員長に情報を提供する必要性、および委員会によるこの取引の事前承認に関する連邦行政機関および諸組織の根拠づけられた提案がある場合において、または管轄機関の根拠づけられた提案にしたがって、連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づく、外国人投資家がロシアの事業体に関して実行する取引の事前承認の必要性の有無に関する決定は、委員長が、連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条第9項第2号に基づいて管轄機関から提供されたこの取引に関する情報を入手してから30日以内に下す。

6. 連邦法「ロシア連邦における外国投資」第6条第8項第2号に記載された、根拠づけられた連邦行政機関および諸組織の提案には、連邦法「ロシア連邦における外国投資」第6条第8項第2号に記載された連邦行政機関および諸組織による法的規制および（または）連邦国家監督（監視）が行われている事業分野にとっての、計画された取引を実施した場合の影響の説明が含まれる。さらに、委員会が外国人投資家に対して、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第12条第1項および第1-1項に定める一件もしくは数件の義務を課す必要がある場合においては、この提案には当該の義務のリスト、その履行期間および履行の評価基準も含まれる。

7. 外国人投資家によるロシアの事業体に関する取引には委員会の事前承認が必要な旨の決定を委員長が下した場合、当該の取引は、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に定める手順にしたがって委員会が事前承認する場合にのみ実行できるものとする。

8. 委員会は、自らに課せられた課題を遂行するために以下の権限を有する：

a) 連邦行政機関および諸組織に対して委員会の権限に属する問題に関する資料および情報を照会する；

b) 委員会の審議に付される諸問題を検討するために、連邦行政機関および諸組織の代表者および専門家を所定の手順にしたがって委員会の業務に参加させる。

c) 委員会の会合において、委員会の権限に属する問題について連邦行政機関および諸組織の代表者の意見を聴取する；

d) 連邦行政機関と諸組織の代表者で構成される作業部会を設置する；

e) 委員会の決定事項の履行を監督する。

9. 委員会のメンバー構成はロシア連邦政府の承認を受ける。

委員長は委員会の活動を統括し、委員会に課せられた課題の遂行に個人的な責任を負う。

10. 委員会は個々の課題を遂行しその機能を果たすために、小委員会を設置することができる。小委員会の権限はロシア連邦政府が定め、そのメンバー構成は委員長または副委員長の承認を受けるものとする。

小委員会の個々の委員が（一時的な労働不能、休暇、その他の正当な理由により）一時的に不在となる場合には、委員長または副委員長が、任用期間を明示した上で、臨時に他の者を小委員会の委員として任命することができる。ただし、小委員会の臨時に任命される委員は、不在となる者が属する国家機関またはロシア連邦中央銀行の役職者から選ばれるものとする。

11. 委員会会合を開催する決定は委員長が、または委員長の指示により副委員長が下す。

委員会会合は必要に応じ、取引の事前承認請願書および支配確立承認請願書の審査の所定の期限を考慮して開催される。

委員会会合での審議を要する問題については、管轄機関がこれを提起する。

12. 委員会会合は委員長が、または委員長の指示により副委員長が主宰する。委員は自らの権限を他の者に委任することはできない。

委員会会合は総員の半数を超える委員が出席した場合に成立する。委員が会合を欠席する場合には、審議される問題について自らの意見を書面で陳述しなければならない。

13. 委員会の決定は会合に出席している委員の単純多数決（書面で陳述された欠席委員の意見も考慮する）により採択された後、議事録に記録され、委員会会合の議長を務めた者がこれに署名する。

採択された決定に異議のある委員は、自らの意見を書面で述べることができ、その意見は委員会会合議事録に添付される。

得票数が賛否同数の場合、委員会会合の議長の決するところによる。

委員会は遠隔投票によって決定を採択することができる。遠隔投票の実施に関しては委員長が決定する。

遠隔投票を実施する決定が下された場合、委員にはそれについて必ず通知するものとし、遠隔投票に付される問題に関する意見を書面で提出する期限を明記する。

遠隔投票が実施される場合には、決定は当該の投票に参加した委員の全員一致で採択される。ただし、遠隔投票に参加した委員の人数は、安全保障分野の連邦行政機関の代表者および国防分野の連邦行政機関の代表者を含め、委員総数の半分以上でなければならない。遠隔投票に付された問題について全員一致の決定がなされなかった場合には、本件に関する決定は本規定に定める手順により委員会の会合で採択される。

遠隔投票によって採択された決定は議事録に記録され、委員長が、またはその指示により副委員長がこれに署名する。

14. 委員会活動の情報分析支援は、管轄機関が行い、組織的・技術的支援はロシア連邦内閣官房が行う。